パラメータ発明の特許戦略と実践的ドラフティング

CHINA STRATEGY

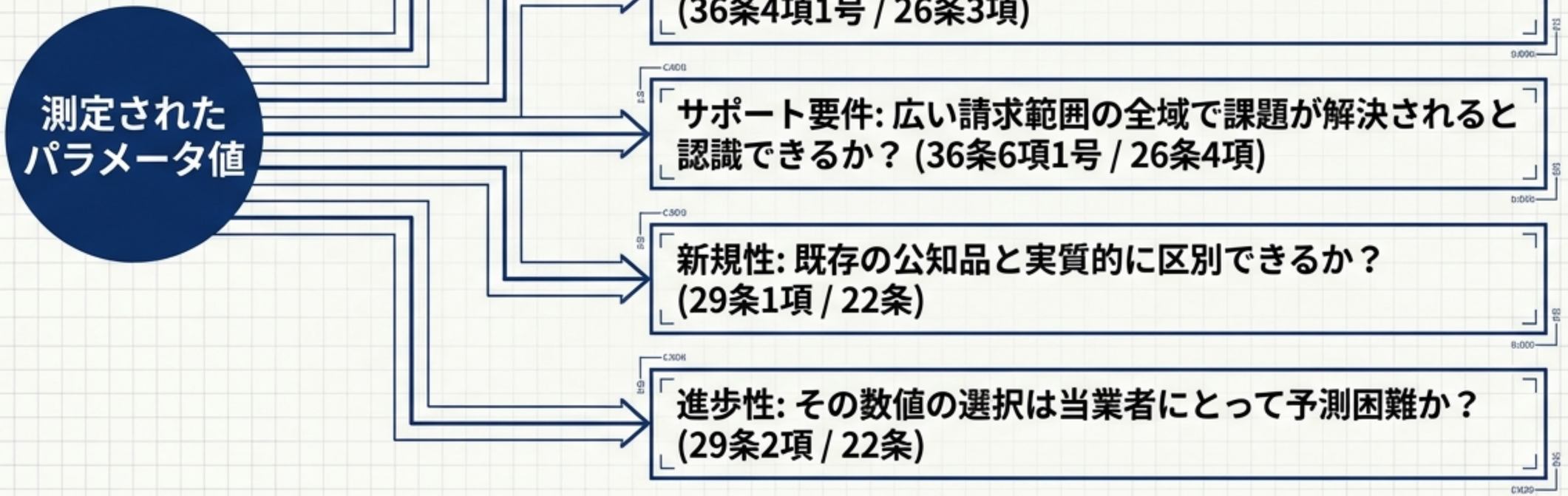
JAPAN STRATEGY

日中審査実務の比較に基づく、拒絶理由への対応策と無効審判を見据えた明細書設計（2026年最新基準対応）

CAD CAD CAD0 CAD2 DATE

CRITICAL ALERT: 2026 UPDATES

Gemini Notebook



**拒絶理由への応答では、単に「効果が優れる」と主張するのではなく、
どの要件に対する反証なのかを切り分けることが極めて重要である。**

Gemini Notebook

規格の引用だけでは「明確性」の担保に不十分な理由



JISやGB規格を引用しても、サンプリング方法、測定環境、平均値の扱いなどが一義的でない場合、明確性違反や無効理由となる。

範囲判定を左右する以下の条件は、当初明細書に明記すべきである。

① 測定対象の厳密な定義

② 試験条件（温度、湿度、前処理）

③ 測定方式（複数ある場合は採用方式の特定）

出願後に新しい測定法を選択して範囲を作り直す補正は、日中ともに「新規事項追加」のリスクを伴う。矛盾の整合化と、事後的な意味の選択は区別される。

Gemini Notebook

新規性評価における引例との対比：推定と疑い

「同一性の推定」

パラメータによって本願製品と引用製品を区別できない場合、両者は「同一品と推定」される。原料や加工プロセスの類似性が推定根拠となる。

「一応の合理的な疑い」

厳密な対比が困難な場合の特例。審査官が疑いの根拠を提示した場合にのみ通知される。反論書を出しただけで自動解消するわけではない。

[反証の戦略]

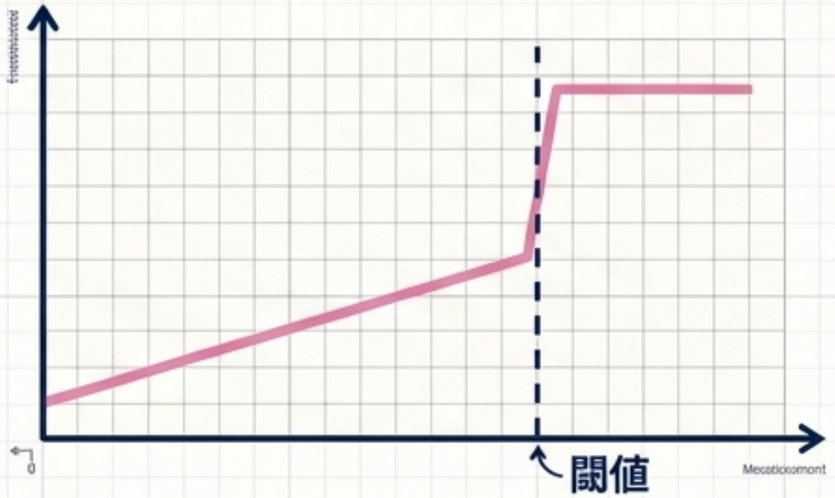
境界での「効果の急変」を証明するのではなく、原料・工程の違いがパラメータにどう作用し、実質的な構造の相違を生むかを具体的に説明する。反証実験では引例の忠実な再現が必須。

Gemini Notebook

進歩性における『臨界的意義』が求められる条件

中国実務: 2026年施行の局令により、課題解決に貢献する特徴の記載が重視される（三歩法）。

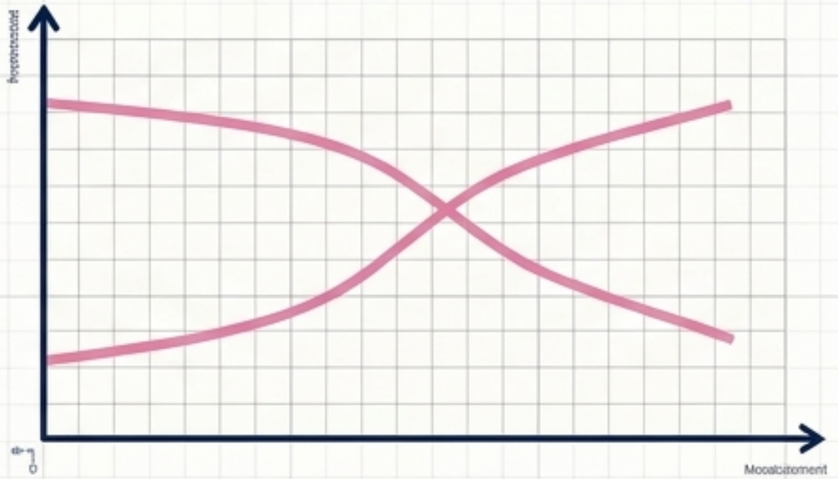
最適化のケース



相違が数値限定のみ ＋ 課題が共通。実験的な

最適化とみなされるため、進歩性を主張するには範囲内外での効果の急変（臨界的意義）が必須。

異質な効果のケース



課題が異なる ＋ 有利な効果が異質。

別の新たな効果が生じている場合、特定閾値での臨界的意義は機械的には求められない。

「常に閾値での効果急変が必要」という日本実務への誤解を解く。
事案の相違点と課題を確定し、立証戦略を切り替える。

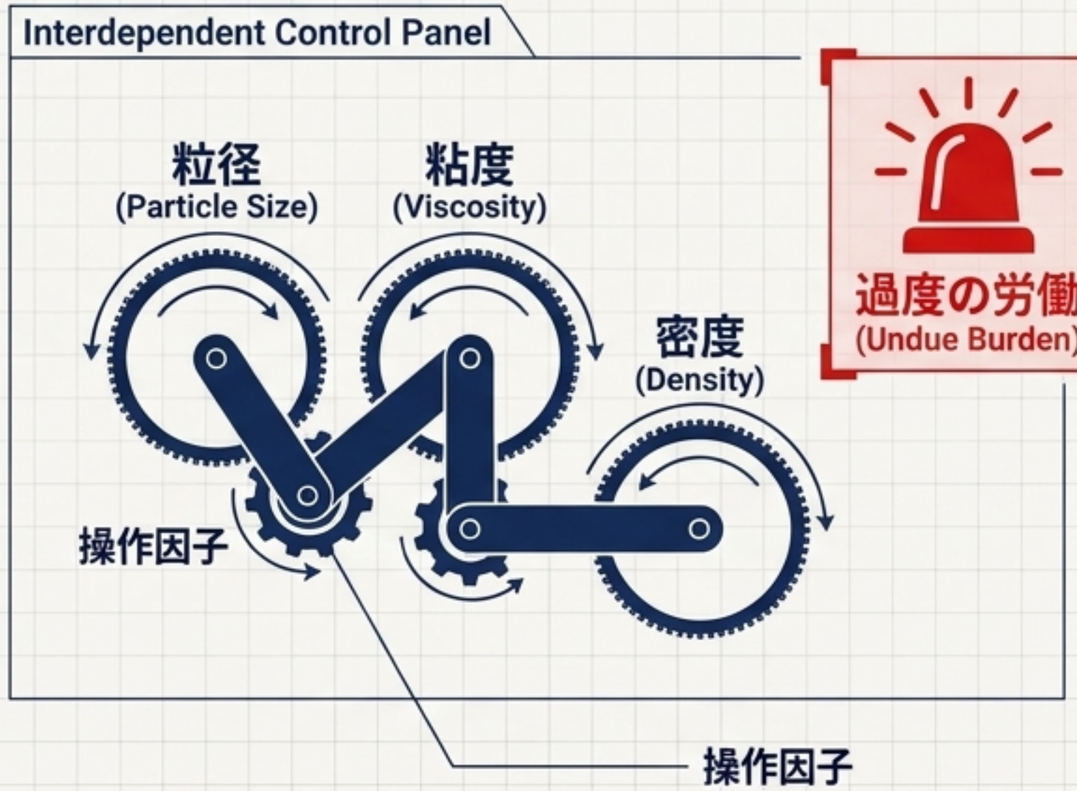
Gemini Notebook

実施可能要件：「測れる」ことと「作れる」ことのギャップ

非標準的なパラメータを規定する場合、測定手順の開示だけでは不十分。
その物を作り、使用できる手順の開示が必要。

複数パラメータの同時制御

粒径、粘度、密度など複数のパラメータを規定する場合、「適宜調整すればよい」という記載は拒絶されやすい。
パラメータ間の相互依存関係と、各値を変える操作因子（操作の方向や手順）の開示が不可欠。

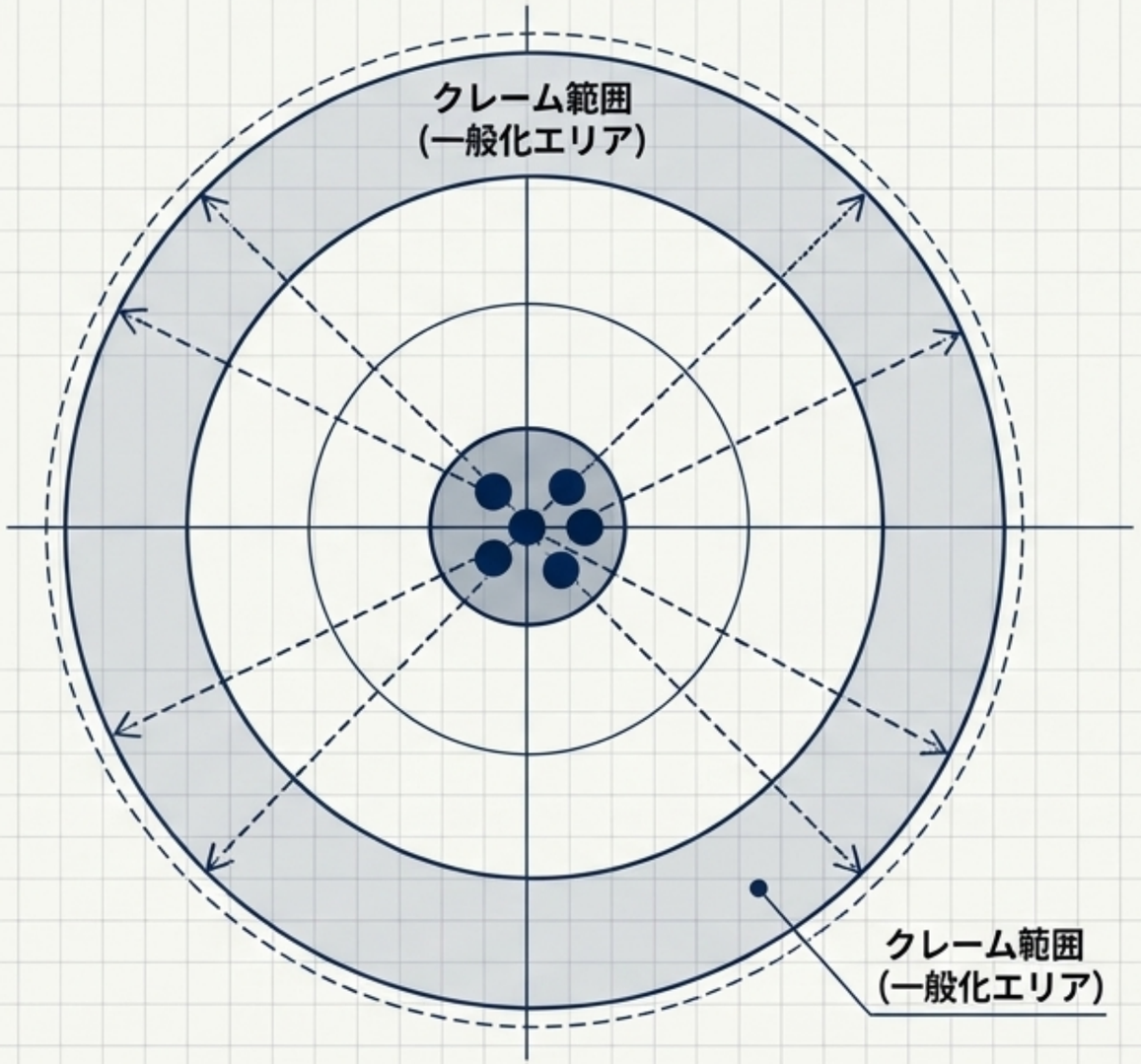


対策

材料の選択、配合、処理工程の調整手順を当初明細書に記載する。
出願後の実験で初めて発見した製造条件で、当初の開示不足を補完することはできない。

Gemini Notebook

サポート要件：実施例から全範囲への「一般化の論理」



micro-label

micro-label

The Principle

micro-label

請求範囲の全域で課題が解決できると、当業者が当初明細書の記載から認識できるか。下限・上限の広さに対する技術的根拠が問われる。

Case Study: 偏光フィルム事件

数式を用いた発明において、実施例2例のみでは数式の範囲全体で性能が得られると認識できないと判断された事件。

誤解：「実施例の数さえ増やせばよい」「境界値の実測が必ず必要」

真実：数式と効果の因果関係を説明する技術的根拠、または具体例と技術常識から全範囲を認識できる 「一般化の論理」の有無が重要。

Gemini Notebook

補充実験データの用途と後出しの限界

後出しデータで出願時の「内在的な欠陥」は治癒できない。日本・中国共通の限界。

🟢	**[青 – 許可]** **新規性の反証データ**	公知品を再現測定し、本願パラメータとの相違（同一性の推定の打破）を証明する。
🟡	**[黄 – 条件付き]** **当初効果の補強データ**	進歩性を裏付けるため、明細書から推論できる範囲の効果を補強・比較する。
🔴	**[赤 – 不可]** **開示の穴埋めデータ**	当初明細書に欠落していた「新しい製造手段」や「新しい効果」を後から追加する。これは実施可能・サポート要件違反の治癒には使えない。

Gemini Notebook

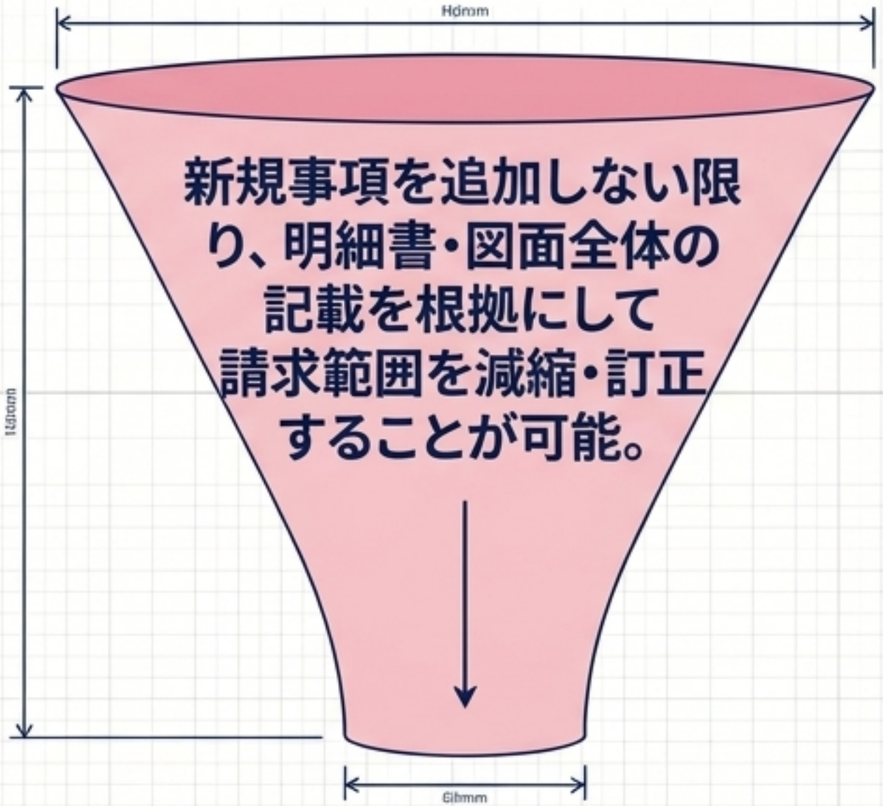
【最重要】無効審判段階における訂正・補正の致命的な制度差

中国: 狭い漏斗



無効段階での「さらなる限定」は、原則として他の登録請求項に含まれる技術的特徴の組合せに限定される。

日本: 広い漏斗



結論：明細書の奥深くに書いた「好ましい数値範囲」は、中国の無効審判では救命ボートとして使えない可能性が高い。

Gemini Notebook

日中審査・無効実務　マスター比較テーブル

項目	中国	日本
法的要件	専利法22条 / 26条	特許法29条 / 36条
新規性の推定	パラメータで区別不可なら「同一と推定」	特例として「一応の合理的な疑い」
進歩性の判断	三歩法（技術的示唆を重視）	容易想到性（最適化には臨界的意義が必要）
サポートの判断	過度の労働・一般化の可否	当業者の課題解決の認識（偏光フィルム事件基準）
無効審判での減縮	既存請求項の組合せ等に原則限定	明細書全体から訂正可能（新規事項追加なしの範囲で）

Gemini Notebook

中国実務の定石を日本に適用する際の注意点

× 誤解 (Myth) / 真実 ✓ (Fact)

誤解 (Myth): 性能パラメータは一律に避けるべきだ。

真実 (Fact): 日本では性能による特定自体は許容される。意味の明確性、製造可能性、課題解決の認識範囲が適切に裏付けられていれば問題ない。

× 誤解 (Myth) / 真実 ✓ (Fact)

誤解 (Myth): 数値限定は常に両端（上限・下限）を区切る必要がある。

真実 (Fact): 日本では片側限定でも直ちに不明確・非サポートにはならない。実施例の最大値・最小値で限定すれば常に安全というわけでもない。

× 誤解 (Myth) / 真実 ✓ (Fact)

誤解 (Myth): パラメータを追加すると常に権利範囲が広がりサポート違反になる。

真実 (Fact): 既存の構造要件にパラメータを追加する場合、通常はその条件を満たさない物が除外され、範囲は縮小する（置換か追加かの区別が重要）。

Gemini Notebook

パラメータ達成手段の記載とPBPクレームの回避

製造条件
(Manufacturing Conditions)

物クレーム
(Product Claim)

日本：
物を直接特定することが不可能又はおよそ実際的でない特段の事情がない限り、明確性違反（PBPクレーム問題）となる。

製造方法クレーム
(Method Claim)

明細書で作り方を詳述することと、物クレームを限定することを切り離す。必要に応じて製造方法を分離して設計する。

パラメータを実現する加工条件を明細書に書くことは必須だが、それを安易に「物の請求項」に混ぜ込んではならない。

Gemini Notebook

ドラフティング戦略 1: 日中共通の明細書アーキテクチャ

1

① 定義・測定

名称、単位、計算式、採用する規格の版、方式、試料状態、範囲判定を左右する環境条件を網羅する。

2

② 実現手段

原料・加工条件と因果関係、複数値を同時に満たすための調整手順、操作因子を明記する。

3

③ 範囲の根拠

単なる点（実施例）の羅列ではなく、上下限や数式領域の全域で課題が解決できる一般化の論理を構築する。

4

④ 効果の立証

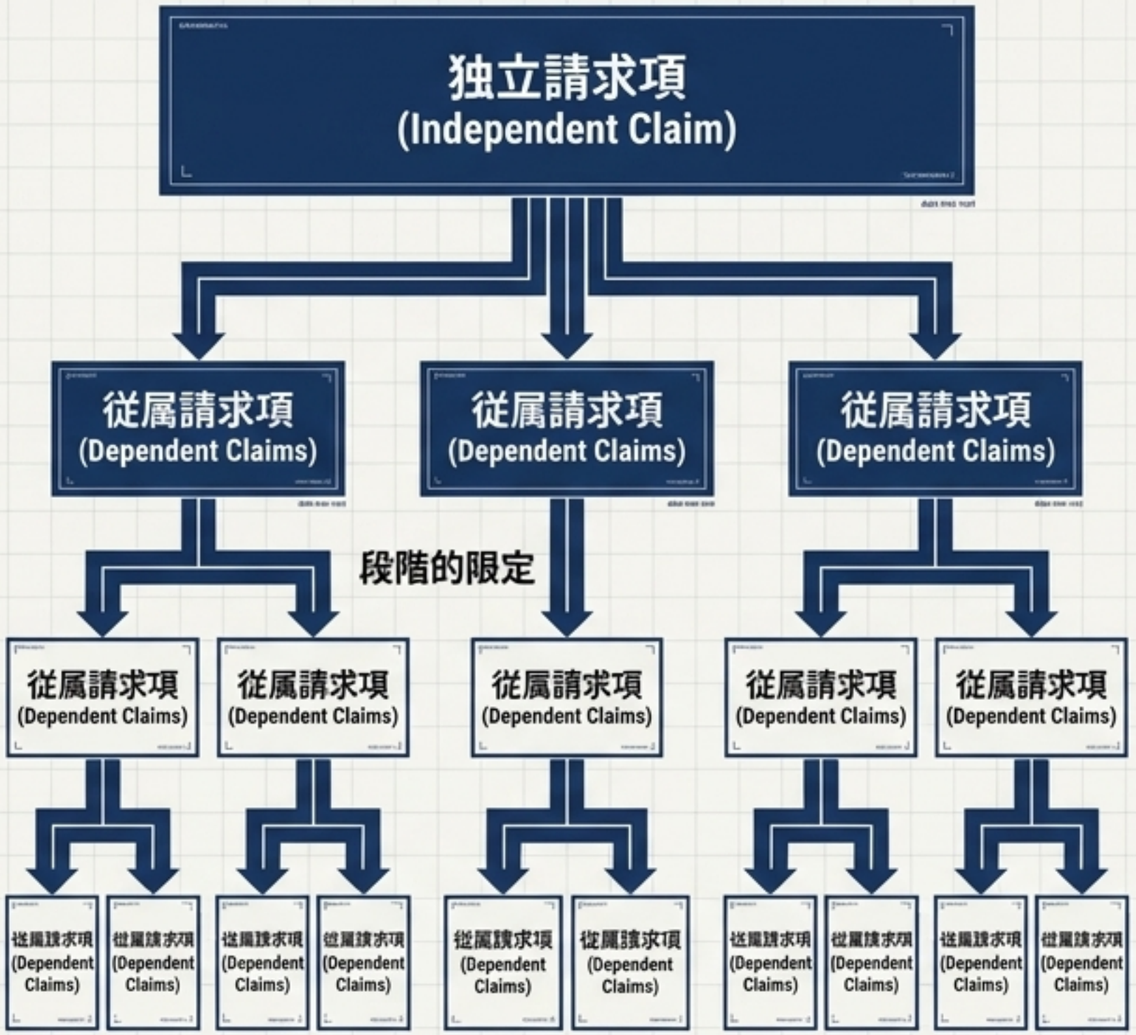
主引用例との比較、相違点の技術的寄与を分離して確認できる実験設計。未測定領域への担保を用意する。

Gemini Notebook

ドラフティング戦略 2: 中国無効審判を見据えたクレームツリー設計

目的: 中国無効段階での「既存請求項の組合せ」という厳しい制約をクリアするため、出願段階から減縮の「足場」を構築する。

戦略的設計: 減縮候補となる数値の絞り込み、組成、、特徴の組合せを「従属請求項」として多段段的に配置し、審査補正時にも登録時の請求項群に確実に残す。



日本でも同様の準備は有用だが、明細書全体からの訂正余地があるため、案件の性質とコストに応じてツリーの深さを最適化する。

Gemini Notebook

実践プレイブック：拒絶理由への応答骨子テンプレート

［明確性］
本願のパラメータPは当初明細書の［段落X］に定義され、指摘された方式の選択についても［規格］により一義的に理解でき、範囲判定は可能である。

［進歩性］
相違点［D］により［異質な効果/範囲内外での顕著な差］が生じており動機付けはない。最適化ではなく予測困難な選択である。

［新規性］
同一性を疑う根拠は［A］であるが、［工程の相違B］がPに作用するため引用例と同一とは推定できない。実験成績 [C] もこれを裏付ける。

［実施可能・サポート］
［調整手段E］により製造可能であり、［技術的説明F］から全域の課題解決を認識できる。提出データは当初の理解の裏付けである。

制度の差異を俯瞰し、審査と無効審判のタイムラインを貫く一貫した知財戦略を。

Gemini Notebook